

映画『正義の行方』 上映&講演会

映画『正義の行方』は、1992年に福岡県飯塚市で2人の女兒が殺害された**飯塚事件**を巡って、捜査を担当した警察官、えん罪を主張する弁護士、事件発生時から報道に携わった新聞記者という3者の視点を交差させて展開されるドキュメンタリー映画です。この事件の被告人は判決確定から約2年という異例の速さで死刑を執行されたところ、死刑後の再審請求をきっかけに、**捜査・弁護・報道の三者三様の真実と正義**が複雑に絡み合い、捜査や裁判といった司法のみならず、報道の問題点も鋭くえぐる内容となっています（文化庁芸術祭大賞受賞）。

そこで、香川県弁護士会では、えん罪や死刑、再審といった問題を市民のみなさんとともに考え、あるべき制度を考える機会を持つため、この映画の上映会を実施します！

映画上映後、**飯塚事件の再審事件弁護団共同代表**を務める**徳田靖之（とくだやすゆき）**弁護士をお招きし、飯塚事件を題材として、えん罪による死刑執行があり得るという死刑制度が抱える最も重大な問題点、国会での法改正が進む現在の再審手続の問題点などについて語っていただきます！ みなさんと一緒に、**えん罪・死刑・再審を考える機会**にしたいと思います。

日時：令和7年7月6日（日）

午後1時30分上映開始（開場午後1時）

入場無料！
先着260席

場所：香川県社会福祉総合センター1階 コミュニティホール



飯塚事件とは、1992年2月、福岡県飯塚市で女兒2名が登校中に失踪し、翌日に遺体が発見された事件。久間三千年氏が、略取誘拐・殺人・死体遺棄の容疑で逮捕・起訴された。

久間氏は関与を否認したものの、1999年9月、福岡地方裁判所は、死刑判決を宣告。その後、控訴・上告も棄却され、2006年10月、死刑判決が確定した。

異例の早期に死刑が執行された後、家族による2回目の再審請求について福岡地方裁判所は、2024年6月、再審を認めない決定。即時抗告審が福岡高等裁判所に係属中。

徳田靖之弁護士（大分弁護士会所属）

1944年4月、大分県別府市生まれ。弁護士登録後50年以上にわたって、国を相手取った薬害エイズ訴訟やハンセン病国家賠償請求訴訟など弱者の立場に立たされた者の弁護に多数取り組むとともに、えん罪事件を含む多数の刑事事件を担当する。

薬害エイズ九州訴訟共同代表、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟西日本弁護団共同代表、飯塚事件再審弁護団共同代表等。



(C)NHK

【ご案内】

- 1 事前申込み制ではないため、**当日、満席になり次第、入場を制限**させていただきます。
- 2 会場は、**香川県社会福祉総合センター** 1階 のコミュニティホールです。

所在 : 〒760-0017 高松市番町1丁目10番35号

交通 : JR高松駅から徒歩約15分、ことでん瓦町駅から徒歩約10分、
路線バスで、「県庁・日赤前」から徒歩2分

お車でお越しの際は、同センターの駐車場（約55台収容可能。25分100円。車高2メートルまでの制限あり。）をご利用いただくか、近隣パーキングをご利用ください。駐車場利用料金をご参加される方のご負担となります。



※同センターは屋内・屋外とも喫煙場所はありません。センター内での飲酒は禁止です。

※発生した空き缶・ペットボトル等のゴミはご自身でお持ち帰りください。

- 3 お問合せ先

香川県弁護士会

所在 : 〒760-0033 高松市丸の内2-22

電話 : 087-822-3693

※ 平日午前9時～午後0時、午後1時～午後5時

※ 土日祝日は通じません（上映・講演会の当日を含む。）